

関係団体 各位

厚生労働省北海道労働局労働基準部長  
(公 印 省 略)

### 職場における熱中症予防対策の徹底について

日頃より労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省において、全国の職場における熱中症による死傷災害（休業4日以上）の発生状況（速報値）を取りまとめたところ、直近5年でみると、本年7月までの休業4日以上死傷者数は過去2番目の多さとなり、特に7月単月では最多で、昨年を大きく上回る状況となっています（別紙参照）。

一方、北海道内では、本年7月末現在（速報値）の熱中症による労働災害は18件（休業1日以上）と、昨年同期の速報値に比べ4件の減少となっておりますが、例年8月は、月別での発生件数が最多となっており、向こう1か月の季節予報でも平均気温が平年より高い見込みと予想されているなど、引き続き対策に万全を期することが重要です。

つきましては、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」及び、令和6年2月27日付け基安発0227第1号「令和6年『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』の実施について」に基づき、特に、暑さ指数（WBGT）を把握・活用し、必要に応じて作業の中断等を徹底することや、異常を認めたときは、躊躇なく救急隊を要請することなど、状況に応じた対応の実施について、改めて傘下会員事業場等への周知について御協力をお願い申し上げます。

#### 【参考情報】

- 北海道労働局ホームページ「職場の熱中症防止対策」  
[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/roudou-eisei/\\_119861.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/_119861.html)
- 職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について(令和3年4月20日付け基発0420第3号)  
(厚生労働省ホームページサイト)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633853.pdf>
- STOP！熱中症 クールワークキャンペーン (厚生労働省ホームページサイト)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>
- 環境省：熱中症警戒アラート  
<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>

担当 北海道労働局労働基準部健康課  
011-709-2311 (内線 3563)

## 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）

	1月～5月	6月	7月	7月末までの累積数
令和6年	19(0)	40(0)	<b>188(10)</b>	247(10)

令和5年	22(0)	45(0)	148(11)	215(11)
令和4年	18(0)	118(5)	116(8)	252(13)
令和3年	9(1)	26(0)	55(2)	90(3)
令和2年	14(1)	57(0)	22(2)	93(3)

※ 都道府県労働局が把握した、休業4日以上死傷者数（括弧内は死亡者数）で、各年度の月ごとの速報値

（参考）令和5年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）については、下記のホームページに掲載。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40473.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40473.html)

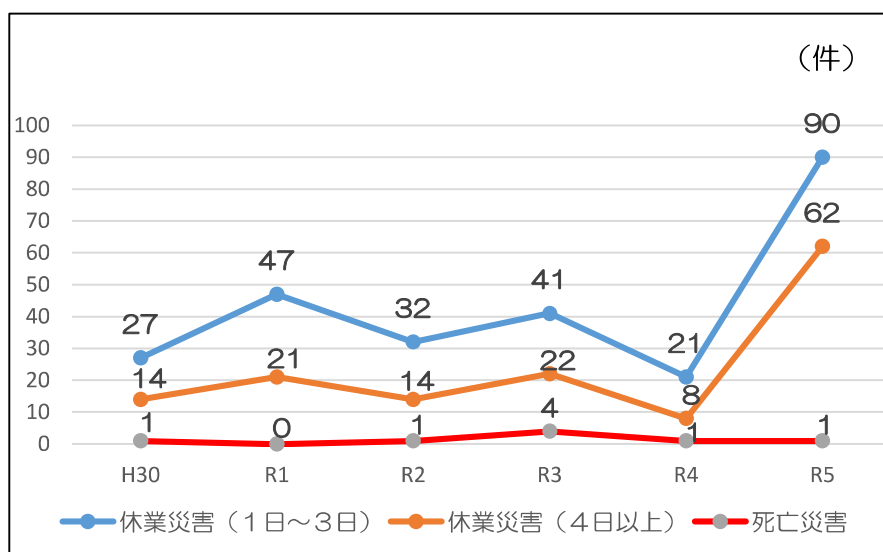
# STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

職場における熱中症対策の一環として、5月から9月を期間として「クールワークキャンペーン」を実施します。

各職場において、熱中症の予防対策に取り組みましょう。

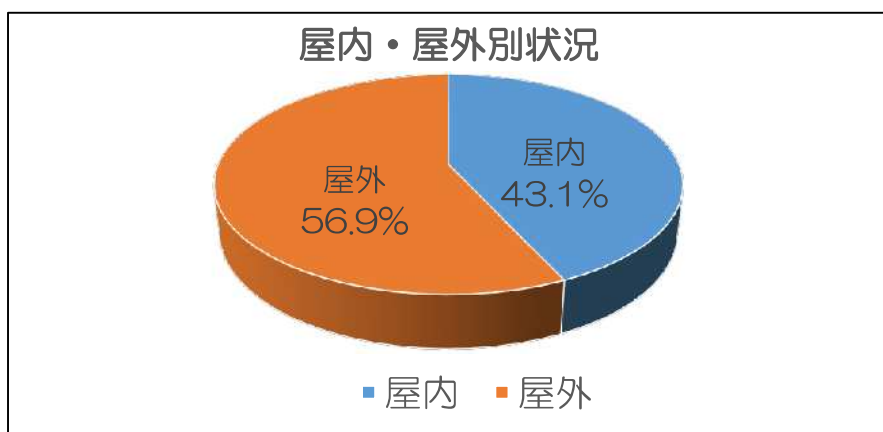


## 1 北海道内での熱中症の発生状況



令和5年は、熱中症の発生が過去最多となりました。

業種別では、建設業（31.4%）、製造業（13.7%）、その他事業業（7.2%）、運輸交通業（6.5%）、接客娯楽業（6.5%）などとなっています。



令和5年では、屋外での発生が多いものの、屋内での発生も約43%となっています。屋内・屋外の状況に合わせた予防対策が必要です。

## 2 暑さ指数（WBGT）を把握し、活用しましょう！

暑さ指数とは、気温、湿度、日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境の3つの要素を取り入れた指標です。

暑さ指数をWBGT指数計で把握し、暑さ指数に応じた対策を講じることが必要です。



### 3 熱中症の予防対策

熱中症の予防対策については、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）、「令和6年『STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」に基づき実施してください。

※上記の各要綱は、以下のポータルサイトをご覧ください。

#### <主な実施事項>

- ☞ 暑さ指数（WBGT）の把握及び同指数に応じた対策の実施
- ☞ 作業環境の管理（遮熱設備・冷房設備・休憩所等の設置、飲料水・塩飴等の備付け など）
- ☞ 作業管理（作業時間等の管理、労働者の状況に応じた暑熱順化への対応、適切な服装の採用 など）
- ☞ 健康管理（日常の健康管理、熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師の意見を踏まえた配慮 など）
- ☞ 熱中症の予防等に関する教育・研修の実施
- ☞ 労働衛生管理体制の確立（対策実施のための管理者などの責任体制の確立を図る など）
- ☞ 異常時の対応手順の確認

など

### 熱中症に関するポータルサイトを活用ください

厚生労働省では、熱中症に関するポータルサイトを開設し、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」や熱中症対策の事例など、参考となる資料や動画などを用意していますので、ご活用ください。

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

